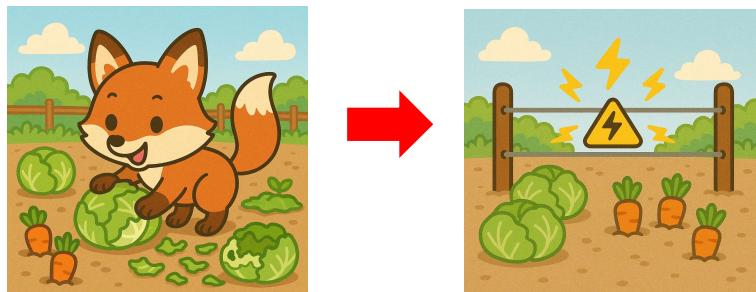


南知多町 有害鳥獣被害防止対策補助金

～農作物を守りましょう～



補助対象者

町内で農産物の生産に取り組む者又は団体

補助金の割合

農作物の被害防止用資材に係る経費の合計が1万円以上の場合、
その額を算定し、対象経費の1/2(千円未満切捨て)の額とする。
ただし、5万円を上限とする。

※設置に係る工具類の購入費、人件費、運搬費及び撤去費は対象としない。

【設置例】



通電性ネット柵



金網柵



カラス撃退音声マシン

申請受付期間

令和7年8月1日～令和7年12月26日まで

申請場所

南知多町役場 産業振興課 農業水産グループ

必要書類

- ・補助金交付申請書
- ・資材の購入を証する書類(領収書等)
- ・設置位置図
- ・カタログ等
- ・その他町長が必要と認める書類

問い合わせ先

南知多町役場 産業振興課 農業水産グループ(電話:0569-65-0711)